

人口・社会統計部会の審議状況について(報告)
(国勢調査の変更)

資料 2

項目	変更内容等	部会審議				審議の状況
		第1回	第2回	第3回	第4回	
1 計画の変更 (1) 調査事項の変更	① 大規模調査 ^(※1) のみの調査事項とされていた「現在の住居における居住期間」及び「5年前の住居の所在地」について、簡易調査 ^(※2) においても継続的に把握 (※1)西暦の末尾が0の年に行う調査 (※2)西暦の末尾が5の年に行う調査	●				<p>・適当と整理 (本調査事項の利活用及び前回答申における指摘(後記2④)を踏まえて対応しようとするものであること)</p> <p>【委員等からの主な意見】 ◆大規模調査と簡易調査における調査事項の差異が小さくなっているため、中長期的な対応として、調査事項の設定基準を整理してはどうか。</p> <p>◆今回の変更にも異論はないが、例えば、特定のライフステージの段階における居住地(例:義務教育を修了した時点で、どこに住んでいたのか)など、新たな観点からの調査事項の追加も検討してはどうか。</p>
	② 紙媒体で調査票を提出する場合(調査員提出・郵送提出)に、調査員記入項目としていた「世帯の種類」及び「住宅の建て方」を、報告者の回答事項に変更 (※)オンライン回答の場合には、従前から、これら事項も報告者が回答	●				<p>・適当と整理 (調査員の事務負担軽減を図りつつ、調査の円滑化を図ろうとするものであること)</p>
(2) 調査方法の変更	○ 調査員により配布していた調査票などの調査関係書類について、一部のモデル地域に限定して、郵送配布 ^(注) を導入 (注)オートロックマンションなど、調査員による調査票の戸別配布が難しい集合住宅について、受取人の住所のみの記載で配達可能な「特別あて所配達郵便」を活用することを想定	●	●			<p>・おおむね適当と整理 (調査員確保が困難な状況も踏まえた調査方法の多様化の一環であり、試験調査の結果から、調査員調査と同程度の回収状況の確保が見込まれることから、地域を限定した郵送配布の導入について了承。 ただし、市町村における事務負担が増加することから、令和7年調査に向けて、関係者におけるコミュニケーションを密にし、引き続き事務分担を整理することを求めるとともに、令和12年調査に向けた対応としては、令和7年調査の実績を検証し、よりよい調査方法になるよう必要な改善を行うことを求める。)</p> <p>【委員等からの主な意見】 <第2回部会> ◆現在の想定では、督促についても郵送により行うこととされているが、最終的に回答が得られない場合の聞き取りへの対応も含め、逆に市町村の業務負担が増加するのではないかと。第3次試験調査において、検証していただきたい。 ◆住戸によっては、本宅としてではなく、二次的な住戸として利用されている場合など、様々なケースがあると思われるが、郵送配布に使用する名簿の作成段階で、そのような利用方法までは確認できないのではないかと。 ◆集合住宅の場合、調査票の配布について、①調査員による配布、②調査員業務の委託を受けた管理会社の社員(管理人等)による配布、③郵送配布の3とおりの選択肢が考えられるが、現場で対応する際に、優先順位はあるのか。</p> <p><第4回部会> ◆郵送配布はオートロックマンションでは有効だと思われるが、地方公共団体の負担増は小さくないと思われる。したがって、将来的に全国に拡大したとしても、郵送配布が主流になるとは思えない。更なるオンライン調査の普及が重要であるとともに、郵送配布を行う調査区の条件設定を厳しくする必要がある。 ◆未回答への対応として、第3次試験調査では督促2回という運用で行われたが、来年の本調査においては、地域の実情や地方公共団体の事務量等も勘案して、ルールを柔軟にした方がよいのではないかと。 ◆調査方法の選択肢を増やすという観点で、郵送配布の導入には賛成だが、地方公共団体の事務負担が増加することを踏まえると、一部事務の民間委託など、地方公共団体が対応しなくて済むような対応策も考えていただきたい。</p>

項目	変更内容等	部会審議				審議の状況
		第1回	第2回	第3回	第4回	
(3) 調査実施期間等の変更	○ 調査票の配布開始から督促の終了までの期間の長さを維持しつつ、スケジュール全体を1週間程度繰り下げ、以下のとおり、実施方法を見直し (a) 調査関係書類の配布開始日を1週間程度繰り下げつつ、配布期間を拡大(土曜日及び日曜日が、それぞれ2日含まれるようにする。) (b) 調査票の提出期限から督促を開始するまで1週間以上の期間を確保	●				<p>・適当と整理 (調査関係書類の配布時における報告者との接触機会の確保や、督促段階における適切な事務遂行に寄与し、円滑な調査実施に資するものであること)</p> <p>【委員等からの主な意見】 ◆督促を必要な範囲に対して確実に行うためには、左記(b)の対応は望ましい。一方で、この対応により実質的な督促期間が短くなるため、督促方法の効率化も併せて考えていただきたい。</p>
(4) 公表時期の変更	○ 前回調査(令和2年調査)の際、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を受けて、調査票の提出期限の繰り下げを行い、それに伴い、当初計画で定めた公表時期についても繰り下げたが、基本的に、前回調査の当初計画段階の公表時期に戻す	●				<p>・適当と整理 (一時的な対応として行った公表時期の繰り下げを解消しようとするものであること)</p> <p>【委員等からの主な意見】 ◆人口については、速報の公表後、4か月後には確定値が公表されるが、速報の必要性は何か。 ◆速報と確報の公表時期にそれほど差がないのであれば、費用対効果を考え、長期的には、人口速報集計の在り方を検討してもよいのではないか。 ◆オンライン回答が増加すれば、集計に要するスケジュールの短縮化が図れるのではないか。</p>
2 前回の答申(※)における「今後の課題」への対応状況 (※)令和元年9月30日	① オンライン調査の更なる利用促進方策の検討	●				<p>・適当と整理 (前回調査における経験やその後の試験調査の結果を踏まえて、システムの機能改善や環境整備が予定されていること)</p> <p>【委員等からの主な意見】 ◆ステップナビゲーションなど、回答の進捗状況が分かるようにオンライン画面の改善を行うことには賛同するが、回答を始める段階で、調査項目全体のボリューム感が見えないことから、目安となる所要時間も示すようにしてはどうか。 ◆国勢調査が、国内に常住する全ての人が対象であることを踏まえると、国勢調査におけるオンライン回答促進の取組は、統計調査以外の行政のデジタル化にも示唆を与えるものではないか。今回のオンライン回答促進のための取組を先進事例として横展開できるようにすると良い。 ◆今回の取組により更なる対応がなされることで、システムの改善で対応できることは、あまり残っていないように思える。あとは、回答支援ブースなどでオンライン回答が簡単で利便性が高いという点を普及していくことが重要になるのではないか。 ◆オンライン回答を積極的に推進したいのであれば、調査の実施に当たり、オンライン回答率の目標を積極的に示すことも必要ではないか。</p>
	② 集合住宅の管理会社等への調査員業務の委託等の見直し・改善	●				<p>・適当と整理 (地域ごとの事情に沿った円滑かつ柔軟な対応を可能とするためには、総務省が管理会社等と一括して契約するのではなく、地方公共団体ごとに対応する方が合理的との判断も理解できる。ただ、そもそも、地方公共団体や調査員事務の負担軽減を図るための方策であることを踏まえれば、総務省においては、管理会社等との契約に当たって地方公共団体の負担が軽減されるよう、地方公共団体とコミュニケーションを図りながら更なる対応を行うことが必要)</p> <p>【委員等からの主な意見】 ◆地方公共団体にとって、管理会社等との委託契約に係る業務負担が大きければ、結局利用されなくなると思われるため、負担軽減を前提とした検討を更に進めていただきたい。</p>

項目	変更内容等	部会審議				審議の状況
		第1回	第2回	第3回	第4回	
	③ 不在世帯等への対応やオンライン調査の利用促進を含めた広報の充実等	●				<p>・適当と整理 (広く調査を認識してもらえる大規模な広報を引き続き活用するとともに、世帯の属性に応じた柔軟なデジタル広報の実施を予定しているほか、調査前年から調査実施時まで一貫した広報が行われるよう企画競争方式での調達を行うことなどが予定されている)</p> <p>【委員等からの主な意見】 ◆集合住宅の管理会社における居住者とのコミュニケーションを図る方法の一例として、入居時に携帯電話の番号を登録してもらい、そこにショートメールを送るなどの仕組みが用いられているとのこと。国勢調査の際に、管理会社からそのような方法で居住者に連絡してもらえば、調査に協力してもらいやすくなるのではないか。</p>
	④ 簡易調査における「5年前の住居の所在地」の把握可能性の検討	●				(上記1(1)①において審議)

※部会日程

- ・第1回(第144回人口・社会統計部会):令和6年7月9日(火)に開催
- ・第2回(第145回人口・社会統計部会):令和6年8月1日(木)に開催
- ・第3回(第146回人口・社会統計部会):令和6年8月22日(木)～9月3日(火)に書面部会として開催し、第1回及び第2回において結論が得られた範囲での答申案について確認
- ・第4回(第147回人口・社会統計部会):令和6年9月18日(水)に開催